

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道路 上川停車場線	上川郡上川町南町148番地先から 同郡上川町川端町20番地先まで	平成24.11. 5

北海道告示第635号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年11月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭白鳥台4丁目（Ⅰ-3-303-1943）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市白鳥台4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭祝津町3丁目2（Ⅰ-3-527-3085）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市祝津町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭増市町2丁目2（Ⅰ-3-97-1737）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市増市町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
社宅1の沢川（Ⅰ-33-0520）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市中島本町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恋隠し川下2の沢川（Ⅰ-33-0270）

目 次 ページ

告 示

○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	1
○道路の供用の開始……………（道路課）	1
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	2
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	4
道警察本部告示	
○免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程……………	5

告 示

北海道告示第633号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を深川市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第616号のとおりである。

平成24年11月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不分明な者

深川市鷹泊1563、1564所在の森林について所有権を有する	田丸 利博
深川市鷹泊1605から1608まで所在の森林について所有権を有する	松澤 一範

北海道告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市港北町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第636号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年11月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽高島3丁目4（I-1-57-594）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市高島3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽入船4丁目3（I-1-152-689）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市入船4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭西小路・沢町2（I-3-106-1746-1）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市海岸町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭舟見町2-2（I-3-128-1768）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市舟見町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭舟見町2丁目1（I-3-130-1770）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市舟見町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭高平町6（I-3-258-1898）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市高平町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭大沢町2丁目7（I-3-208-1848）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市大沢町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

室蘭大沢町2丁目3（Ⅱ－3－114－1287） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市大沢町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭水元町2（Ⅰ－3－243－1883） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市水元町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭御崎町2丁目2（Ⅰ－3－191－1831） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御崎町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭御崎町2丁目3（Ⅰ－3－192－1832） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市御崎町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭東町5－1（Ⅰ－3－226－1866） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市東町5丁目（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港南町（Ⅰ－3－73－1713） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭小橋内町1丁目3（Ⅰ－3－85－1725） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市小橋内町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭祝津町3丁目3（Ⅱ－3－84－1257） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市祝津町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港北町2丁目2（Ⅱ－3－129－1302） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港北町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陣屋町2丁目の沢川（I-33-0070） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市陣屋町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小橋内川3号沢川（I-33-0850） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市増市町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小橋内川3号沢川支川（I-33-0850-1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市増市町1、2丁目、清水町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	1 落札に係る特定役務の名称（1トン当たりの単価）及び調達予定数量 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託 1,028トン 2 落札を決定した日 平成24年9月25日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ジェイアール物流・JR貨物・北海自動車汚泥運搬共同体 (2) 住 所 札幌市白石区流通センター5丁目5番18号 4 落札金額 7,380円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年8月28日付け北海道空知総合振興局告示第33号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
総合振興局告示及び 振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第37号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年11月2日 北海道空知総合振興局長 武田裕二	北海道渡島総合振興局告示第111号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年11月2日 北海道渡島総合振興局長 中西猛雄 1 落札に係る物品等の名称及び数量 湯の川総合流域防災工事仮設材 仮橋 L=14.0m W=10.0m 覆工板168㎡ 2 落札を決定した日 平成24年10月1日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ヒロセ株式会社 (2) 住 所 大阪市淀川区中島2丁目3番87号 4 落札金額 2,100,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年8月21日付け北海道渡島総合振興局告示第88号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地

函館市美原4丁目6番16号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示393号

免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月2日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程

免許取得時講習実施規程（平成19年北海道警察本部告示第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「専ら人を運搬する構造の」、「（以下「普通車の乗用車」という。）」及び「車室内において」を削り、同項第6号中「普通車の乗用車」を「普通自動車」に改め、「車室内において」を削り、同条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

第4条第5項第3号中「気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージ（胸骨圧迫）」を「心臓マッサージ（胸骨圧迫）、気道確保及び人工呼吸」に改め、同条第7項第6号アを次のように改める。

ア 全身の模擬人体装置は、心臓マッサージ（胸骨圧迫）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができるもので、次のいずれの機能をも有するものであること。

(ア) 心臓マッサージ（胸骨圧迫）

a 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。

b 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(イ) 気道確保

a 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。

b 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(ウ) 人工呼吸

a 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったり下がったり）が視覚的に確認できること。

b aの胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。

c 呼気が逆流しない構造であること。

第4条第7項第6号イ中「気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージ（胸骨圧迫）」を「心臓マッサージ（胸骨圧迫）、気道確保及び人工呼吸」に改める。

第16条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項ただし書を削る。

別表第1の2の表危険を予測した運転の部実技の項中「前に、」の次に「特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の意義及び活用方法に関する指導並びに」を加え、同別表の5

の表中	「 (ア) 気道確保 (イ) 人工呼吸 (ウ) 心臓マッサージ（胸骨圧迫） 」	を	「 (ア) 心臓マッサージ（胸骨圧迫） (イ) 気道確保 (ウ) 人工呼吸 」	に、
「	ウ 体位管理	回復体位を重点的に指導する。		
	エ 気道確保	頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。		
	オ 負傷者の観察（呼吸）	気道確保しながら、胸の動き、呼気及び呼吸音から判断することを強調する。 なお、特定後写鏡条件が付される者に対しては、胸の動きを目で観察させるとともに、頬で呼気を感じるかを体験させること。		
	カ 人工呼吸	成人の場合を重点的に指導する。 口対口で、最初2回、息を約1秒かけて連続して吹き込ませる。	を	
	キ 心臓マッサージ（胸骨圧迫）（循環）	胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル（2分間）連続して実施させる。		
	ク 気道異物除去	腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。		
	ケ 止血法	直接圧迫が効果的であ		

		ることについて指導する。		と人工呼吸 ウ 心臓マッサージ （胸骨圧迫）	の動き、呼気及び呼吸音から判断することを強調する。 成人の場合を重点的に指導する。 口対口で、最初 2 回、息を約 1 秒かけて連続して吹き込ませる。 胸骨圧迫30回と人工呼吸 2 回を 1 サイクルとして、 5 サイクル（ 2 分間） 連続して実施させる。	を
「	ウ 負傷者の観察 （呼吸）	気道確保しながら、胸の動き、呼気及び呼吸音から判断することを強調する。 なお、聴覚障害者に対しては、胸の動きを目で観察することを体験させること。	に改め、同別表の 6 の表中			
	エ 体位管理	回復体位を重点的に指導する。				
	オ 心臓マッサージ （胸骨圧迫）	心臓マッサージ（胸骨圧迫）を少なくとも 1 分間に100回のテンポで30回実施させる。				
	カ 気道確保	頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。				
	キ 人工呼吸	成人の場合を重点的に指導する。 口対口で、最初 2 回、息を約 1 秒かけて連続して吹き込ませる。				
	ク 心臓マッサージ （胸骨圧迫）と人工呼吸（循環）	心臓マッサージ（胸骨圧迫）を少なくとも 1 分間に100回のテンポで30回と人工呼吸 2 回を 1 サイクルとして、 5 サイクル（ 2 分間） 連続して実施させる。				
	ケ 気道異物除去	腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。				
	コ 止血法	直接圧迫が効果的であることをについて指導する。				
「	ア 意識状態の観察 と気道確保 イ 呼吸状態の観察	頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 気道確保しながら、胸				に改める。
				別表第 3 の 2 の表中「普通車の乗用車」を「普通自動車」に改める。 別記様式第 8 号を削る。		
附 則						

この規程は、平成24年11月2日から施行する。
